

相模原殺傷事件 死刑



発行所 秋田魁新報社
〒010-8601
秋田市山王臨海町1番1号
©秋田魁新報社 2020年

号外

購読申し込み
0120-13-1231

電子版
www.sakigake.jp

モバイル
m.sakigake.jp



詳しくは「秋田魁新報朝刊」「秋田魁新報電子版」「さきがけMOBILE」をご覧ください。

被告の責任能力認め 横浜地裁

相模原市の知的障害者施設「津久井やまゆり園」で2016年7月、入所者ら45人が殺傷された事

件の裁判員裁判で、横浜地裁(青沼潔裁判長)は16日、殺人罪などに問われた元職員植松聖被告(30)



植松聖被告に判決が言い渡される横浜地裁の法廷＝16日午後(代表撮影)

に求刑通り死刑判決を言い渡した。障害者が狙われ、19人もの死者を出した事件。判決は、差別的な主張を繰り返した植松被告の事件当時の刑事責任能力を認めた。被告は初公判で起訴内容を認め

た精神鑑定結果を引用し、特異な考えは人格の偏りにすぎず、正常心理の範囲内と述べた。大麻の影響も少なく、完全責任能力があったとして死刑を求刑していた。

めたが、弁護側は、心神喪失状態で責任能力がなかったとして無罪を主張していた。

争点となった責任能力について、検察側は「パーソナリティ障害」と判断し

弁護側は、大麻による精神障害と反論。乱用によって人格が急変したと強調し、差別的な考えが事件にまで発展したのは「病的な飛躍」で、大麻の高揚感で引き起こしたと訴えていた。